

辰巳ダム訴訟 控訴審が結審

高裁、年内にも判決

金沢市の犀川上流に建設され供用が始まっている辰巳ダムをめぐり、反対の住民らが国に事業認定の取り消しを求めた訴訟の控訴審の口頭弁論が六日、名古屋高裁金沢支部で開かれた。碇山洋原告団長が最終陳述し「ダムを撤去すれば生態

系は回復する。大規模な自然環境再生事業を実現できる」と取り消しの意義を訴えた。結審し、内藤正之裁判長は年内の判決言い渡しを目指す姿勢を示した。

碇山原告団長は、建設計画浮上から反対住民らによる共有地運動までの経緯を説明し、十分な用地交渉もなく土地収用を行った行政の対応を批判。争点の治水問題については、犀川の洪水量は石川県想定の半分になると指摘し「ダムに使つた一百四十億円は他の河川整備に回せた」と述べ、むだな公共事業だと訴えた。国側は、ダム事業の経済的な効果について反論。軽設費用を下回るとした住民側の主張について、数十年のデータによる独自の見解にすぎず、適切でないと指摘した。

北陸 中一

2015年(平成27年)7月7日(火曜日)

11版 社会 30

県営辰巳ダム(金沢市)の事業認定取り消しを近隣住民らが国に求めた訴訟の控訴審が6日、名古屋高裁金沢支部(内藤正之裁判長)で結審した。判決日は未定だが、内藤裁判長は「年内には出すよう努めたい」としている。

昨年5月の金沢地裁判決は、洪水時に想定される最大流量「基本高水」についての原告側の「過大だ」という主張などを匿す、斥毛を糞却(こ)。

辰巳ダム控訴審が 結審、年内判決へ

名高裁金沢支部

金沢市の犀川上流にある辰巳ダムの建設事業認定の取り消しを、地権者ら14人

が国に求めた訴訟の控訴審口頭弁論は6日、名高裁金沢支部であった。意見陳述で原告側は、「有史以来発生したことのないような洪水を想定しており、ダム建設の必要性はない」と建設事業認定の必要性を認めた

一審金沢地裁判決の取り消し訴え、国側は控訴棄却を求めて、結審した。判決は年内に言い渡される予定。

碇山洋原告団長は「原判原告側は一審判決で退けられた主張を繰り返しており、控訴に理由がないと主張した。辰巳ダムは石川県が2007年1月にダム建設事業認定を国に申請し、同11月に認められた。08年6月に

着工し、12年6月に運用が始まった。原告側が08年5月に認定取り消しを求めて金沢地裁に提訴したが、今年5月の一審判決は「算定した最大水流量は合理的で、治水対策を進める必要性が認められる」と退けた。

北國

2015年(平成27年)7月7日(火曜日)

社会 2 (34)

朝日新聞

2015年(平成27年)7月7日